

告 示

埼玉県告示第千五百七十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（座標補正及び数値修正）

三 作業地域

春日部市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町

四 作業期間

平成二十八年十一月十二日から平成二十九年三月十五日まで